

ベルフェイス株式会社（以下「当社」という）は、本利用規約を定め、これにより お客様に対し、bellFaceサービスを提供します。お客様は、本契約の申し込みをした時点から以下記載の条項を承諾したとみなします。

## 第1条（用語の定義）

本利用規約において使用する用語の定義又は意味は、各々以下に記載するとおりとします。

- （1）「本サービス」とは、当社が提供するbellFaceサービスをいいます。
- （2）「本契約」とは、本サービス利用契約をいいます。
- （3）「お客様」とは、当社と本契約を締結し、当社より本サービスの提供を受ける者をいいます。
- （4）「利用者」とは、お客様が指定した本サービス利用者をいいます。
- （5）「お客様管理ページ」とは、当社が構築し、利用者に対してログイン権限を付与するところのお客様専用のbellFace管理ページをいいます。
- （6）「利用者ID」とは、利用者がお客様管理ページにログインするために用いるIDであって、当社がお客様に対して発行するIDをいいます。利用者IDは、1つのお客様管理ページに対して、本契約に定められた一定数が発行されます。
- （7）「ルーム」とは、お客様管理ページ上で提供されるオンライン商談スペースをいいます。

## 第2条（サービス概要及び課金）

本サービスの概要は、以下各号に定める通りです。

- （1）当社は、お客様管理ページを構築した上で、お客様が指定する利用者に対して、利用者IDを発行することによりお客様管理ページへのログイン権限を付与します。
- （2）利用者IDの発行を受けた利用者は、利用者IDを用いてお客様管理ページにログインして本サービスを利用します。利用者は、発行利用者ID数にかかわらず、同時にお客様管理ページにログインできますが、同時にルームを利用できる数は、本契約で定められたルーム数に限られ、当社が発行した利用者IDのすべてが同時にルームを利用できるものではありません。
- （3）当社は、お客様管理ページを通じて、第4条の申込書記載のサービスその他各種付加サービス（以下「付加サービス」という）を提供します。本サービス料金は、ルームを対象として、本契約記載のルームの数等に応じて課金されます。

## 第3条（サービス利用規約の変更）

当社は、本利用規約を任意に変更することがあります。変更後の本利用規約の効力は、当社が

運営するウェブサイト上に表示した時点より生じます。変更時には当社からお客様に、申込書記載のご担当者宛にメールにて通知いたします。

#### 第4条（本サービスの申し込みと事実表明）

1、本サービスの利用を希望する者（以下「申込者」という）は、当社指定または当社の販売代理店（以下、「販売代理店」という）指定の書式・方式により、申込書に必要事項を記載又は入力し、本サービスの利用申し込みを行うものとします。

2、申込者は、本サービス利用申し込みにあたり、当社が必要とする情報（以下「登録情報」という）を遅延なく当社もしくは販売代理店に提供し、当社に対して、次の事項を表明し、これを保証します。

(1) 本サービス申し込みにおいて申込者が述べた事実（登録情報を含む。）は、完全かつ正確である。

(2) 本サービスの利用にあたり、第三者の如何なる権利も侵害しない。

(3) 本サービスの利用にあたり、不法または不正な目的または意図をもっていない。

(4) 本サービスの利用にあたり、本利用規約等に違反する目的または意図をもっていない。

(5) 本サービスの利用にあたり、類似サービスの開発及びリサーチの意図をもっていない。

3、法人またはその他の団体（以下「法人等」という）が、当該法人等に所属する個人をお客様として本サービスに利用申し込みさせ、または、当該法人等に所属する個人がお客様として本サービスに利用申し込みし、本契約が締結された場合、その利用態様如何を問わず、当該法人等の利用であるとみなします。

#### 第5条（契約の成立）

1、本契約は、申込者が申込書を当社もしくは販売代理店に提出した時点を以て成立します。

2、本利用規約につき、申込書に特段の定めがある場合は、申込書に記載した内容が、本利用規約に優先します。

3、本サービスは、お客様に利用者IDを発行した時点（以下「利用開始日」という）を以て利用開始とします。

4、お客様がルームの数等や利用者ID、機能等を変更または追加する場合は、当該分の利用開始を以て本契約に変更または追加（以下「追加等契約」という）されるものとします。その場合、本サービス料金に変更を生じる場合には、追加等契約の内容の変更も含め、当社もし

くは販売代理店が発行する請求書に反映されます。

## 第6条（サービス内容）

当社は、登録情報を元に本サービスを提供します。登録情報が誤っている等の理由により本サービスが提供できない場合でも、当社は、本サービスを提供できなかったことについて責任を負いません。その場合でも本サービスの料金は発生します。

## 第7条（利用者IDの管理義務）

1、当社は、お客様が当社所定の方法により指定した利用者（以下「指定利用者」という）に限って利用者IDを付与し、同利用者はその利用者IDのみを使用するものとし、複数の利用者で1つの利用者IDを共有使用してはならないものとしします。

2、お客様は、利用者IDが不正に利用されないように、利用者IDについて管理責任を負うものとしします。

3、利用者IDについて、複数の利用者による共有使用、指定利用者以外の利用者による使用等不正利用の事実が発覚した場合は、お客様は、該当する利用者IDの利用開始日まで遡及し、本契約記載のルームの数等に応じて算定される本サービス料金相当額を違約金として、本来の本サービス料金に加えてこれを支払うものとしします。

## 第8条（本サービス料金）

1、本サービス料金は当社もしくは販売代理店発行の申込書記載（但し、追加等契約は請求書に記載。以下同じ）の通りです。お客様は、申込書記載の金額を申込書記載の支払期限と支払方法に従い支払うものとしします。尚、振込手数料、並びに消費税及び地方消費税（以下、消費税と地方消費税を合わせて「消費税等」という）はお客様が負担するものとしします。本契約の契約期間は、第9条の定めによるものとし、契約期間中に消費税の変更があった場合には、変更後の契約期間については変更後の税率が適用されます。尚、一括支払い後に消費税の変更があった場合は、変更後の契約期間について、その変更分を、その後の本サービス料金請求時に上乗せ、または別途ご請求するものとしします。

2、本利用規約に別段の定めがある場合を除き、本契約が解除その他如何なる理由で終了した場合でも、当社もしくは販売代理店は受領した本サービス料金を返還する義務を負わず、お客様は支払義務の生じた料金等の支払いを免れないものとしします。

3、お客様は本条に定められたサービス料金の支払いが滞った場合、又は本利用規約第11条各号に定める事由に該当した場合は、本契約上の全ての期限の利益を失い、即時に全てのサービス料金、及び、同料金に対して、期限の利益を喪失した日の翌日から滞ったサービス料金の支払いが完了する日まで、商事法定利率の割合による遅延損害金を当社に支払わなければなりません。

4、お客様は、お客様が日本国外に居住又は所在するために当該地の法令等により当社に課税される等、日本の法令等と異なる税金の負担が発生する場合、その税金はお客様の負担としします。

## 第9条（契約期間）

1、本契約期間は、契約成立日から申込書記載の利用期間までとします。但し、期間満了前の30日間の期間にお客様又は当社から、当社又は販売代理店指定の書面によるサービス停止又は契約条件の変更等の申し出がない場合は、本契約は年契約で自動的に更新されるものとし、以降も同様とします。尚、追加等契約の場合は、追加前の本契約の契約期間が適用されます。

2、お客様は、本契約の成立後、契約期間内の解約をすることはできません。お客様の都合で解約又は一部解約が発生した場合、解約料として本来の契約期間満了までの本サービス料金を当社に支払うものとします。尚、既に契約期間満了時までのサービス料金を支払済であればそれを充当し、不足分があればその分を別途支払うものとします。

3、当社は、当社において本サービスの継続が困難な状況に至った場合は、お客様に通知することにより、本契約を解約することができます。

4、当社もしくは販売代理店は、お客様から受領したサービス料金を返還しないことにお客様は同意するものとします。ただし、第20条1項に該当する場合は、その限りではありません。

#### 第10条（免責事項等）

1、当社は、本サービスを高品質で提供するため、最大限努力しますが、当社の本サービスが常に完全な状態で提供されることを約束するものではありません。電源喪失による中断及び誤作動、電気通信事業者によるインターネット導線の保守、セキュリティソフト、ネットワーク設定、第三者による加害行為等により本サービス提供に支障が生じた場合、当社は、当社直ちにお客様に通知するものとします。

2、当社は、お客様による本サービスの利用の結果、効用、効果等を、一切保証しないものとします。さらに、表示外観上の差異（機種、ブラウザ、変換技術の仕様変更による差異等）、表示上の重大な差異（機種、ブラウザ、変換技術の仕様変更による表示不能等）、機能不全が確認された場合でも、お客様は当社に一切異議を申し立てないものとすると共に、当社はお客様に対し、本サービスを完全な状態で提供することを保証しないものとします。

3、当社は、本契約において定めたルームのすべてが既に利用中の状態において、他の利用者IDで当該ルームを利用できないことについて、何らの責任を負わないものとします。

#### 第11条（本サービスの解除等）

当社は、お客様について、次に掲げるいずれかの事由に該当すると判断する場合、何らの催告、通知をせずにお客様に対する本サービスの提供を中止若しくは停止し、または本契約を解除することができます。この場合、本サービスの中止若しくは停止または本契約の解除によりお客様に損害または不利益等が生じたとしても当社は一切の責任を負わないものとします。

(1) 本利用規約等を含め、本契約に違反した場合。

(2) 申し込みに関する書類、フォーム等に虚偽の記載があった場合または申込時の事実表明に虚偽があった場合。

- (3) 本サービス申し込みにおいて著しい誤解を招く情報、著しく誤った情報を提供した場合、または重要な情報を隠した場合。
- (4) 本サービス申し込みまたは利用により日本その他の国の法令に違反した場合。
- (5) 第三者を誹謗中傷した場合、又は、知的財産権、既存のドメインに対する権利、その他の権利を侵害した場合（第三者から当社に対してお客様による、かかる権利侵害行為の存在が通知された場合において、当社からお客様に対して当該通知の内容について問い合わせを行ったにもかかわらず、当社の指定する期間内にお客様が回答をしない場合にも、当該権利侵害があったものとして本号を適用するものとします）。
- (6) 本サービス料金の支払いを滞納した場合。
- (7) 本サービスの評価または信用を意図的に毀損した場合。
- (8) 本サービスの類似サービスの開発及びリサーチの意図を持っていた場合。
- (9) 手形、小切手の不渡りのため手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又はこれ類する事態が生じた場合。
- (10) 監督官庁より営業の取消・停止等の処分を受けた場合。
- (11) 仮差押、仮処分、強制執行等を受けた場合（第三債務者としての場合を除く）。
- (12) 支払停止、支払不能若しくは債務超過の状態に陥り又は破産手続、会社更生手続及び民事再生手続、特別清算手続等の倒産処理手続（本契約締結後に改正若しくは制定されたものを含む）の申立に足る事由を生じ、又は、これらの申立を受け若しくは自らこれらの申立をした場合。
- (13) 第21条の確約に違反した場合。
- (14) その他、上記各号に相当する事由が生じた場合。

#### 第12条（本サービスの停止等）

当社は、次の何れかに該当する場合、催告、通知を行った上で本サービスの提供を中止または必要な期間停止することができます。但し、緊急性を伴う場合もしくは不可抗力による場合は事前の催告、通知を行いません。この場合、本サービスの中止または停止によりお客様に損害、または不利益等が生じたとしても当社は本利用規約等に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本サービスにかかわるコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的または緊急に行う場合。
- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合。

(3) 火災、停電、天災地変、疫病の蔓延など不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。

(4) その他、当社が中止または停止を必要と判断した場合。

#### 第13条（サービスレベル）

1、当社は、別途定めるサポート窓口において、原則として土・日・祝祭日及び年末年始（12月28日～1月4日まで）を除く平日（以下「営業日」という）の10：00から17：00までの時間帯において、各種お問い合わせに対応します。対応は原則として電話又はメールにて行い、訪問・郵便でのサポートは提供致しません。

2、当社は、本サービスの提供にあたり、お客様管理ページを構築し、利用者IDの提供のみを行います。本サービスを利用するためのシステム利用環境の整備、ウェブカメラの設置等その他一切の通信機器等はお客様が準備するものとし、その通信機器におけるバージョンにより本サービスの表示速度や画質の低下や障害等が生じても、当社は一切の責任を負わないものとし、その他、本サービスの提供内容以外によって生じるお客様への本サービスの不都合も同様とします。

#### 第14条（競業避止義務）

1、お客様は、ブラウザを同期させる技術を用いたリモートシステムに基づく本サービスに類似するサービスを自ら開発せず、または関連会社等に開発させないことに同意する。

2、お客様は、自ら指定した利用者に対しても、前項と同様の義務を負わせるものとします。

#### 第15条（変更届出）

1、お客様は、申込者（申込者が法人の場合は代表者を含む）・利用者等の氏名・住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス・URL等、その他申込に際して当社もしくは販売代理店に提供した事項に変更があったときには、直ちに、その情報を提供した当社もしくは販売代理店に届け出るものとします。

2、当社もしくは販売代理店は、前項の届出があった時は、その届出のあった事実を証明する書類を提示させることができます。

3、第1項の届出のない場合、当社もしくは販売代理店はお客様に対し、お客様が提供したお客様の住所・電話番号・FAX番号・メールアドレスなどの連絡先に対し通知すれば足りるものとし、当該通知がお客様に到達しなかったとしても、当該通知を発したときにお客様に到達したとみなします。

#### 第16条（譲渡の禁止）

お客様は、当社が事前に承諾した場合を除き、本契約上の地位並びに本サービスに対する如何なる権利又は義務についても第三者に譲渡、承継、担保設定その他の処分をすることはできないものとします。

#### 第17条（事例の公開）

当社は、お客様からの特段の申し入れがない限り、お客様の会社名を本サービス導入企業として公開することができるものとします。

#### 第18条（機密保持）

1、お客様及び当社もしくは販売代理店は、いずれか一方より提供を受けた技術上、営業上その他業務上の情報を機密情報とし、これを厳重に取り扱うものとします。当社もしくは販売代理店は、この機密情報をお客様へのサポート・サービス改善目的に限って使用するものとします。尚、本サービスの契約条件も機密情報とします。

2、お客様は、自ら指定した利用者に対しても、前項と同様の義務を負わせるものとします。

#### 第19条（再委託）

1、当社は、本サービスの構築・保守等の業務につき一部又は全部の作業を当社の責任において第三者に再委託できるものとします。この場合は、当社は委託先に対して、本契約と同様の義務を負わせ、一切の責任は当社に帰属します。

2、当社は、本サービスのサーバー運用等の業務につき、データセンター事業者に委託を行う場合があります。この場合は、当社は委託先に対して、本契約と同等の義務を負わせ、一切の責任は当社に帰属します。

#### 第20条（損害賠償）

1、当社または販売代理店は、本サービスの提供にあたり、自らの故意または重過失によりお客様に損害を与えたとき、お客様に対してその損害を賠償するものとします。当社もしくは販売代理店が責任を負う賠償額は、当該損害の発生した契約に関して、損害の事由が発生した時点から遡って過去1年間に本契約に定められたルームの数等に応じて現実に受領した本サービス料金の総額を上限とします。但し、不法行為、債務不履行、その他請求原因の如何を問わず、当社もしくは販売代理店は、あらゆる間接損害、及び、予見の有無にかかわらず特別な事情から生じた損害については、賠償の責任を免れるものとします。

2、お客様は、本サービスの利用により、あるいは、本利用規約等に違反したことなどを原因として、第三者との間で紛争等が生じた場合、当社の故意または重過失による場合を除き、お客様の責任と費用負担において当該紛争を速やかに解決するものとします。お客様はお客様の費用と責任の下で当社または販売代理店を保護し、万一当社または販売代理店が第三者に対し損害賠償義務を負いまたはかかる請求もしくは要求に対応する費用（弁護士費用等含む）を負担した場合、その損害額及び費用を当社または販売代理店に補償するものとします。当社もしくは販売代理店は、当該第三者に現実に損害額を支払う前でも、当該損害額にかかる補償義務の履行をお客様に請求できるものとします。ただし、損害および費用の補償義務の履行請求に際し、お客様は、自己の責に帰すべき事由がない場合に限り、当社もしくは販売代理店に弁明を申し立

ることができるものとします。

## 第21条（反社会的勢力の排除）

1、お客様と当社もしくは販売代理店は、双方に対して本契約成立日において、自らの取締役、監査役及び執行役員等の業務執行について重要な地位にある者（併せて以下「役職員等」）及び利用者が、以下の各号に定めるもの（以下「暴力団等」）に該当しないことを表明し、保証するものとし、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律第七十七号。その後の改定を含みます）第2条において定義されるもの）。
- (2) 暴力団の構成員（準構成員を含みます。以下同様）、若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
- (3) 暴力団関係企業又は本項各号に定める者が出資者または業務執行について重要な地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員。
- (4) 総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの団体の構成員。
- (5) 暴力団又は暴力団の構成員と密接な関係を有する者。
- (6) 前各号に準じる者。

2、お客様と当社もしくは販売代理店は、双方に対して本契約成立日において、自己及び利用者が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとし、かつ将来に亘っても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害等を加える目的をもってするなど、暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 自己または役職員等が暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 自己又は役職員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (6) 前各号に準じる関係を有すること

3、お客様と当社または販売代理店は、自己及び利用者が自ら、又は第三者を通じて以下の各号の何れかに該当する行為及び該当する虞のある行為を行わないことを誓約するものとし、

- (1) 暴力的な行為。

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3) 取引に関して、脅迫的な言動を行い、又は暴力を用いる行為。

(4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて、当社及び販売代理店の信用を毀損し、又はこれらの者の運営にかかる業務を妨害する行為。

(5) 暴力団等が役員等となり、又は前項各号に該当する行為。

(6) 前各号に準じる行為。

4、当社もしくは販売代理店は、本条第1項及び第2項に定める表明及び保証事項が虚偽や不正確となる事由が判明若しくは発生し、又は発生すると合理的に見込まれる場合には、通知・催告その他の手続きを要することなく、当社もしくは販売代理店またはお客様は本契約成立後に本契約を解除することができるものとします。

5、前項によっては、当社もしくは販売代理店の申込者もしくはお客様に対する、また当社もしくは販売代理店の申込者もしくはお客様の当社もしくは販売代理店に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。

6、第4項にしたがって利用申込を承諾せず、また本契約を解除したことによって当社もしくは販売代理店または申込者もしくはお客様に損害、損失、費用等が発生した場合でも、その相手方は何ら責を負わないものとします。

#### 第22条（準拠法）

本契約の効力、履行、解釈に関する準拠法は日本法とします。

#### 第23条（専属的裁判管轄）

当社もしくは販売代理店とお客様との間の訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第24条（存続規定）

第14条、第17条、第18条、第20条、第22条、第23条については、本契約終了の理由を問わず、本契約終了後も有効に存続します。

【2015年5月1日策定】

【2015年7月21日改定】

【2015年8月24日改定】

【2016年2月1日改定】

【2016年6月17日改定】

【2017年1月11日改定】

【2017年3月6日改定】